⑷　入札書の提出期限、場所、方法及び開札日時
　①　入札書の提出
　　㈠　提出期限　平成24年７月３日（火）午後４時。
　　㈡　提出場所　上記⑴に同じ。
　　㈢　提出方法　電子入札システムまたは書留郵便。
　②　開札日時　平成24年７月４日（水）午後１時30分
⑸　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型）
４　その他
⑴　契約の手続においては日本語及び日本国通貨を使用する。
⑵　入札保証　必要　契約保証　必要
⑶　支払条件
　㈠　前金払　有
　㈡　部分払　有
⑷　手続における交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑹　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　工事請負契約書第25条第５項（単品スライド条項）について適用する。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口は、記３⑴に同じ。
⑼　詳細はホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
５　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Shinichi Ishikawa, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Metropolitan area center communication Expressway Okegawadaigo Bridge (substructure)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 13 April 2012 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 13 April 2012. if by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 13 April 2012)
⑸　Time-limit for the submission of tenders : by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 3 July 2012. if by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 3 July 2012.
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Tatsuhiko Kainuma, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―10―14 Kitaueno, Taitouku, Tokyo, 110―0014 TEL : 03―5828―8595

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年３月１日
　契約責任者　中日本高速道路株式会社
　　名古屋支社長　猪熊　康夫
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
○中日本高速道路株式会社公告第 32 号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新名神高速道路　四日市中工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所　自）三重県四日市市北山町
　　至）三重県四日市市小牧町
　　自）三重県四日市市小牧町
　　至）三重県三重郡菰野町大強原
⑷　工事内容　本工事は、総延長4,380ｍ、土工量約166万㎥の土木工事である。
⑸　工事概算数量
　延長　4,380ｍ
　土工量　166万㎥（道路掘削62万㎥　盛土工104万㎥）
　橋台・橋脚　16基
　溝渠工　Ｃ－ＢＯＸ　14基
⑹　工期　契約締結の翌日から1,380日間
⑺　使用する資機材
　コンクリート　約40,000㎥
　鉄筋　約4,000ｔ
⑻　本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価落札方式の適用工事である。
　技術提案については、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不採用とする。ただし、仮設構造物に関する変更を伴う提案は可能とする。また、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。
⑼　本工事は、入札後に落札予定者と弊社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することが出来る技術提案協議方式の適用工事である。
　ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。
⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑾　本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。
⑿　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　【単体の場合】
　土木工事において、開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,320点以上（土木工事）であること。）。
　②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】
　土木工事において、開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　平成13年度以降に、元請けとして竣工した、次に掲げるア）及びイ）の工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。